

令和4年度 事業実施方針

I メインテーマ（全国共通）

「のぼそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」

〈健康寿命〉

- 健康寿命をのばし、自立した生活、生きがいある生活の実現を目指す。
- 仲間や地域の高齢者とともに継続的な健康活動に取り組む。

〈地域づくり〉

- 他世代や関係団体と連携し、安全・安心の住みよい地域づくりを目指す。
- 元気高齢者の知識・経験・活力を生かす場づくり・機会づくりを広げる。

II 老人クラブ大会宣言事項の実践（全国共通）

わが国では、人口減少と少子高齢化が進行し、社会経済構造や人々の暮らしも変化する中、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指した取り組みを進めています。近年、全国の老人クラブでは、そうした情勢を受け止めつつ、日頃の「健康づくり・介護予防活動」、「地域の見守りや支え合い活動」などを通して、「地域のつながり」を深め、ともに生きる豊かな地域社会づくり等に取り組んでいます。一方、新型コロナウイルス感染の拡大の影響を受ける中、日常生活と感染防止対策を両立しつつ、高齢者の心と体の健康維持、人との交流やコミュニケーションの増進を目指し、アイデアや創意工夫を凝らした「フレイル（虚弱）予防」や「通いの場づくり」にも取り組んでいます。

私たち老人クラブは、人生100年時代に向けて、地域の幅広い関係者や組織と連携を図り、地域社会を支える様々な活動を通して、老人クラブの存在意義を高め、全国に広がる仲間とともに一層の生きがい・健康づくりを進めていきます。

「のぼそう！健康寿命、担おう！健康づくりを」のメインテーマのもと、次の事項の実践を誓い、ここに宣言します。

令和3年 第50回全国老人クラブ大会 宣言事項

令和3年11月17日

- 一、高齢者の社会参加を働きかけ仲間づくりの輪を広げます
- 一、健康づくり・フレイル（虚弱）予防で元気高齢者をめざします
- 一、友愛活動を基盤に新地域支援事業と連携した支え合い活動に努めます
- 一、高齢者の尊厳が守られる諸制度・地域共生社会の実現をめざします

III 基本方針（県老連）

令和元年に発生した新型コロナウイルスは、ワクチンや治療薬の開発は進むものの、変異型が次々登場し感染拡大を続けており、終息が見込めない状況である。

このようなことから令和4年度も、十分な新型コロナウイルス感染対策を取った上で、高齢者の自主組織として、健康寿命の延伸及び相互扶助の観点から同世代の見守りや支え合い活動を通じて、地域社会の中で期待される役割を担うとともに、全老連が提唱する運動を踏まえながら、生きがいややりがい、喜びなど高齢者が楽しく参加できる魅力ある老人クラブ活動を展開していく。併せて、これらの活動をとおして地域共生社会の実現に資することとする。

1 コロナ禍及びポストコロナを見据えた老人クラブ活動の推進

長期化するコロナ禍における感染予防と会員の健康保持・増進の両立を図るとともに、ポストコロナの社会変容を見据えた取り組みを推進する。

2 健康づくり・介護予防活動の推進

老人クラブ内の人材の活用、市町村との連携により高齢者の健康保持、フレイル（虚弱）・介護予防を進め、高齢者が健全で安らかな生活を保持できるよう努めるとともに、健康づくり推進の中核となるリーダーの養成に努める。

3 高齢者・地域支え合い事業の推進

高齢者のネットワークを生かし、訪問活動を通じた孤立防止や閉じこもりがちな高齢者を対象とした友愛活動をはじめ、幅広い生活支援等高齢者の暮らしを支える取り組みを推進するとともに、こども見守り活動や防災・防犯のまちづくりに取り組み、地域支え合い活動の裾野を広げて支え合いの地域づくりに努める。

4 組織活動の強化に向けた取り組みの推進

市町村老連及び単位クラブの活動・組織の一層の充実強化を図り、老人クラブ活動を更に活性化させる。このため、若手会員及び女性会員の参画を促進するとともに、会員増強運動を継続的に推進する。

5 全国共通目標の推進

全老連が提唱する全国共通目標を積極的に推進する。

6 制度・政策、高齢者に係る課題等の学習・実践

老人クラブ活動の意義の周知に努めるとともに、社会保障制度の学習と提言、提案活動など、積極的な社会参加に努める。

7 会員の安全対策と連帯意識の高揚等

老人クラブ活動中の事故や会員の日常生活上の事故に備えた「老人クラブ保険」の普及と会員の連帯意識を高める仲間のしるしである会員章の普及を通して、活動強化を図る。

IV 具体的方針（県老連）

公益目的事業

1 コロナ禍及びポストコロナを見据えた老人クラブ活動の推進

(1) 「新しい生活様式」に基づくクラブ活動の普及

- ① 行事の分散化（少人数・複数回）や短時間化等による3密（密閉・密集・密接）を避ける計画・運営の工夫
- ② 参加者への感染予防対策の周知徹底（体調の確認、マスクの着用、人との間隔等）
- ③ 熱中症の予防対策

- (2) 自宅でできる身体と心の健康づくりの呼びかけ
 - ① 身体健康づくり
 - ・ 運動や体操、栄養バランスの取れた食生活、歯・口腔の健康管理など
 - ② 心の健康づくり
 - ・ 電話や手紙、オンラインを活用した仲間や知人との交流、趣味・関心ごとへの取り組みや積極的な気分転換など

2 健康づくり・介護予防活動の推進

- (1) 健康づくり・介護予防活動の組織的な取り組みの展開

健康推進委員会を中心として、健康づくり、フレイル・介護予防活動の組織的な取り組みを進める。

 - ① 三大スポーツ大会（ゲートボール・グラウンドゴルフ・ペタンク）の実施
 - ② ペタンクの普及を図るためのペタンク講習会の開催及びシニアスポーツ・レクリエーション活動の普及
 - ③ いきいきクラブ体操・健康ウォーキング・高齢者向け体力測定の普及・推進
 - ④ 老人クラブ内の人材（医師や看護師、栄養士等経験者）の活用や市町村との連携による健康づくりの推進
 - ⑤ 市町村老連が行う「健康づくり事業」の支援
 - ⑥ 健康づくりを推進するリーダーの養成
 - ・ 「体力測定講習会」の実施
 - ・ 全老連主催の研修会等への会員の派遣
 - ⑦ 行政をはじめ、健康づくり関係団体との連携
 - ⑧ 全国健康福祉祭への参加
- (2) 全国「健康をすすめる運動」の実践
 - ① 「健康をすすめる運動」推進研修会等を通じた健康づくりの輪の拡大

3 高齢者・地域支え合い事業の推進

- (1) 在宅福祉を支える友愛活動の推進
 - ① 「高齢者ネットワーク推進事業（愛の一声・友愛訪問事業）」の推進
 - ② 「高齢者相互支援リーダー研修会」の実施
 - ③ 全老連主催の研修会等への会員の派遣
 - ④ 新地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への参画
 - ・ 老人クラブの活動が、高齢者の介護予防や生活支援に資することへの理解と周知に努め、行政・関係機関と連携・協力して事業に参画するなど、幅広い生活支援を推進する。
- (2) 地域支え合い事業の推進
 - ① こども見守り、防犯・防災、交通安全、災害等緊急時の対応等
 - ・ こどもの安全を守るため、登下校時などの見守り活動の推進
 - ・ 地域や高齢者の暮らしを守るため、防犯をはじめ各種安全対策、交通安全活動の推進
 - ・ 防災斡旋事業を始めとした災害時に備えた支援活動等の推進
 - ② 消費者被害・特殊詐欺対策の強化
 - ・ 地域のネットワークや研修会を通じて、高齢者を狙う悪質業者等による消費者被害・特殊詐欺被害の未然防止を図る。
 - ③ 全国一斉「社会奉仕の日」～花のあるまち、ゴミのないまち～への取り組みと通年活動の計画的な推進

(3) 地域の関係機関との連携

- ① 地域包括支援センターなど地域の関係機関との連携による高齢者の支援
老人クラブは、地域の高齢者の状況に精通しており、今後増加が懸念される認知症をはじめ各種情報を関係機関と共有しながら、高齢者支援を推進する。
- ② 行政・警察、学校・PTA、自治会、社会福祉協議会、民生委員等地域団体との連携による情報の共有及び各種制度の学習機会の拡大
- ③ 地域の関係者と連携した住民参加型活動への参画（生活支援・助け合い活動）

4 組織活動の強化に向けた取り組みの推進

(1) 会員増強の一層の推進

令和元年度からスタートした新たな「会員増強運動」を継続的・組織的に推進する。

- ① 女性部が主導して会員全員で取り組む活動方針の周知徹底と実践の拡大・会員一人ひとりによる友人・知人・配偶者を始め、未加入者に対する加入の呼びかけ
 - ・ 老人クラブ活動への参加呼びかけ等体験参加の促進及び地域活動への積極的な参加
- ② 老人クラブ活動の魅力や有用性、会員増強の意義・メリットの発信・周知
- ③ 老人クラブの解散（休会、休眠）防止と支援体制の充実・強化及び未設置地域へのクラブの新設並びに未加入クラブの加入促進
- ④ 自治会等地域組織との連携強化、他の組織・機関と連携した活動の輪の拡大
- ⑤ 後継リーダーの育成

(2) 老人クラブリーダーの育成

- ① 「会長研修会」「事務局長研修会」など系統的な研修事業を通したリーダーの育成
- ② 全国老人クラブ大会や九州ブロック老人クラブリーダー研修会及び全老連主催の研修会等への会員の派遣

(3) 若手、女性会員の登用の促進

- ① 若手会員や女性会員の役員への登用の拡大
 - ・ 若手リーダーの養成、若手委員会の立ち上げの取り組み
 - ・ 女性委員会を中心に、市町村老連の女性組織の活性化と女性役員の拡大
 - ・ 各種リーダー養成研修会への若手・女性会員の参加等によるリーダーの養成及び登用の促進
- ② 「女性リーダー研修会」の実施

(4) 魅力ある老人クラブづくりの推進

新たな行事やサークル活動を企画するなど、単位クラブが行う生きがいややりがい、楽しみなど魅力ある老人クラブづくりを推進する。

(5) 表彰

- ① 県老連会長表彰、全老連会長表彰等による老人クラブ活動への貢献に対する顕彰及び意欲の喚起
- ② 会員増強に係る県老連会長表彰の実施

(6) 市町村老連との連携・情報の共有

- ① 事務処理体制の整備、県老連事務局と市町村老連事務局との連携の強化、情報伝達の効率化及び市町村老連等の事務負担の軽減に努める。
 - ・ ホームページなど多様な情報通信手段を活用した事務処理の推進
- ② 各種研修会や会議、ホームページを通した県老連と市町村老連の情報の共有及び老連間の意思疎通・連携の強化

(7) 広報活動の推進

- ① 県老連機関紙「福老連」の配布、研修会などを通じた情報の提供
 - ② 単位クラブが行う行政や自治会等の関係機関、近隣の駅や病院、銀行、農協等身近な組織に対する情報提供による老人クラブ活動への理解の促進
 - ③ 単位クラブが行う町内会の回覧板による広報誌の回覧
 - ④ 分かりやすい紙面づくりやパソコンによる初歩的な「広報紙づくり研修会」を開催し、老人クラブの広報担当者の資質向上を図り、老人クラブ活動の魅力の発信に努める。
 - ⑤ ホームページのリニューアルにより多様な情報を掲載し、広報活動の強化及び市町村老連との情報の共有を図る。
- (8) 全老連や九州ブロック連絡協議会が開催する各種会議に出席する等、高齢者や老人クラブ活動・運営に係る情報収集及び連携を図る。

5 全国共通目標の推進

(1) 全老連・全国運動の県内における展開

- ① コロナ禍及びポストコロナを見据えた老人クラブ活動の推進
県老連においても、長期化するコロナ禍における感染予防と会員の健康保持・増進の両立を図るとともに、ポストコロナの社会変容を見据えた取り組みを推進する。
- ② 会員増強への取り組み
全国的な取り組みの重点でもある会員増強について、県老連が令和元年度に策定した「福岡県老人クラブ会員増強運動実施要領」に基づき、引き続き会員増強に努める。
- ③ 全国三大運動「健康・友愛・奉仕」活動の推進
 - ア 健康活動（健康づくり・フレイル予防活動）
 - ・ 健康を保持・増進するフレイル（虚弱）予防活動の推進
運動、栄養、社会参加を柱とした学習と実践
 - ・ 「いきいきクラブ体操」「高齢者向け体力測定」「健康ウォーキング」の推進
 - イ 友愛活動（高齢者が相互に支え合う活動）
 - ・ 友愛活動を基盤とした幅広い生活支援活動の推進
多様な生活支援・通いの場づくり、見守り支援、健康づくり支援、情報伝達支援の推進
 - ・ 新地域支援事業への参画推進
 - ・ 認知症、孤立死防止・高齢者虐待等の学習・実践と地域関係者との連携
 - ウ 奉仕活動（ボランティア活動）
 - ・ 「社会奉仕の日」一斉奉仕活動の推進
 - ・ 高齢消費者被害防止に向けた学習・支援体制づくり
- ④ 高齢者の健康づくり・生活支援活動の推進
国では、誰もが住み慣れた地域で、生きがいを持って暮らし、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指しており、官民が一体となって進めるこの取り組みにおいて、老人クラブは健康寿命の延伸と地域における支え合い活動のすそ野を広げるため、積極的に健康づくり・生活支援活動に取り組む。

6 制度・政策、高齢者に係る課題等の学習・実践

- (1) 老人クラブの組織強化・活動への理解促進と予算の確保
 - ① 県老連、市町村老連の各段階における地方自治体、議会、一般市民に対する老人クラブ活動のPR及び予算の確保に向けた取り組みの強化
- (2) 社会保障制度等の学習と提言・提案活動
 - ① 医療・介護・福祉等の社会保障制度をはじめ、交通安全、消費者被害・特殊詐欺被害、防災・防犯など高齢者に関わる課題の学習、実践活動
 - ② 高齢者をめぐる制度・施策に対する提言・提案等

福利厚生・相互扶助等事業

7 会員の安全対策と連帯意識の高揚等

- (1) 老人クラブ傷害保険及び賠償責任保険の普及拡大
老人クラブ活動中の事故や会員の日常生活上の事故に備えた「老人クラブ傷害保険及び賠償責任保険」の普及拡大に努める。
- (2) 老人クラブ会員章の普及拡大
全国の会員をつなぐ仲間のシンボルである「会員章」の普及による連帯意識の高揚
- (3) 指定旅館数の回復、利用促進
新型コロナウイルスの更なる感染拡大により宿泊業の経営状況は引き続き厳しく、指定旅館数は大幅に減少しているが、指定旅館からの賛助収益は重要な自主財源の一つであることから、指定旅館数の回復に努める。
新型コロナウイルスの収束状況を踏まえ、感染対策を十分取った上で利用促進に努める。
- (4) 災害に備え、防災斡旋事業により災害弱者である高齢者の安全・安心の確保を図る。

その他法人の目的を達成するための事業

8 県老連組織の運営等

- ① 社員総会、理事会、委員会・各種会議等の活性化による県老連活動の充実
- ② 公益認定法に基づく公益社団法人としての組織体制の整備
- ③ 行政を始め社会福祉協議会等高齢者福祉の増進に資する関係機関・団体との連携強化